

No.26-27 合併号

2003年12月発行

淀川水系 流域委員会 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

平成15年9月24日(月)第26回琵琶湖部会、
平成15年10月23日(木)第27回琵琶湖部会
が開かれました。



【第26回琵琶湖部会 大津プリンスホテルにて】



【第27回琵琶湖部会 大津商工会議所にて】

CONTENTS

- 第26回琵琶湖部会の内容.....P.1
- 第27回琵琶湖部会の内容.....P.5
- 第27回琵琶湖部会の資料より抜粋.....P.8
- これまで開催された会議等について.....P.16
- 琵琶湖部会 委員リスト.....P.17
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・ご意見受付.....P.18

第26回琵琶湖部会の内容

委員会、他部会の状況報告が行われたあと、委員会および部会意見とりまとめに向けた意見交換が行われました。その後、一般意見聴取試行の会の成果や今後の課題について報告がなされ、意見交換が行われました。

第26回琵琶湖部会結果概要

庶務作成

開催日時：2003年9月24日(月) 13:30～16:30

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール「淡海6」

参加者数：委員10名、他部会委員1名、河川管理者14名、一般傍聴者79名

1 決定事項

- ・次回部会は、10月23日(木)13時または13時半より開催を予定する。次回運営会議(9月27日開催)で審議の状況を確認した上で開催を決定する。
- ・琵琶湖部会としてのとりまとめは、本日の議論を受けて中村リーダーが修正した後、部会委員へ送付し意見を提出してもらう。
- ・整備内容シートへの意見については、検討すべき部分の分担を決定し、中村リーダーより委員へ連絡する。

2 審議の概要

委員会、他部会および作業部会の開催状況等の報告

資料1「委員会および各部会の状況報告(提言とりまとめ以降)」を用いて、委員会、各部会、意見書とりまとめの作業部会の状況等について説明が行われた。

意見書とりまとめに向けた意見交換

i) 意見書について

意見書の構成や意見書とりまとめの進捗状況等について、意見書とりまとめ作業部会リーダーである今本委員より説明があり、その後意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

ii) 琵琶湖部会とりまとめ素案についての意見交換

主に資料2「琵琶湖部会とりまとめ素案(概要)」を用いて意見交換が行われ、琵琶湖部会のとりまとめについては、概ねこれでよいことが確認された上で、上記「1 決定事項」の通り決定した。なお、体裁や構成の変更については、次回運営会議の結果を待って、必要に応じて修正することとなった。主な意見については「3 主な意見」を参照。

一般意見聴取試行の会の報告

資料3「一般意見聴取試行の会の報告」をもとに、これまで3回開催された一般意見聴取試行の会(テーマ：これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会)について、会の概要や出された意見、成果や課題等について報告がなされた。主な意見については「3 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から発言があった。主な意見については「3 主な意見」を参照。

3 主な意見

意見書とりまとめに向けた意見交換

i) 意見書について

- ・作業部会では、現在、淀川水系河川整備計画基礎原案(以下、基礎原案)の1章から4章の"河川整備計画の考え方や方針"にあたる部分に対する意見書をつくる作業をしている。まだ運営会議で承認を得る必要があるが、全委員に対しては、特に具体的な整備内容シートの検討を依頼したいと考えており、例えば、琵琶湖部会に関連する部分については、琵琶湖部会でまとめていただきたい。地域別部会やテーマ別部会の部分については、できるだけ構成等はそろえたいが、各部会の独自性もあるので、多くを部会に任せたいと考えている。(作業部会リーダー)
最終的なとりまとめの段階になって慌ててまとめるようなことはしたくないので、日程についても運営会議等で十分検討してほしい。
- ・運営会議と庶務で意見書とりまとめのための意見の集約の仕方を整理し、最終的な仕上がりをイメージした具体的な形で指示してほしい。
意見を求められた委員が混乱しないようにする必要がある。また、河川管理者にも一般の方にも流域委員会の見解が分かるような整理の仕方をすべき。
9月27日の運営会議で了承が得られれば、明確に方針を出せるだろう。(作業部会リーダー)
- ・意見書の構成は、 が骨子、 が整備内容シートについての意見、 が部会ごとの意見取りまとめということだが、 が具体的な中身になるので と を入れ替えてはどうか。
- ・基礎原案に対する意見書は、説明資料(第2稿)までのような修正等の要望の形ではなく、委員会としての判断や意見を公式に述べる形になる。(部会長)

ii) 琵琶湖部会とりまとめ素案についての意見交換

- ・意見書の主旨に合わせて、評価できるところは評価し、指摘すべきところはきちんと指摘するような形に書き直す必要がある。
- ・部会のとりまとめに関しては琵琶湖部会が最も先行しており、内容についても一つの模範となり得る。これはこれで良いのでは。(作業部会リーダー)
- ・最新の情報に基づいて修正することと、数字と記号の扱い方がばらばらなのでフォーマットを統一して整理することが必要。
- ・琵琶湖部会は治水の部分が少ないので、充実する必要があるがどうすればいいか。
琵琶湖周辺で問題になっていることについて治水部会でも検討するので、その検討結果を参考にしてほしい。(作業部会リーダー)
- ・部会のとりまとめで個別意見の添付部分(資料2の12ページ以降)の取り扱いはどうなるのか。
委員会の意見として一本化されるのであれば、部会の中でこのようなものを添付する必要はなくなる。
整備シートに関わる部分は、全て委員会の意見として一本化したいと考えているが、例えば琵琶湖部会に関連する部分は琵琶湖部会で原案をまとめていただき、それをもとに作業部会で全体の再調整を行う。委員会でもまとめた意見書に「反対」という意見を書くところは提言のような形で別に設けたいと思う。(作業部会リーダー)
資料2の22ページ以降は、整備内容シートについての意見の部分と、既にとりまとめ素案に

取り入れられている部分、とりまとめに追加すべき部分が混在している。この部分については整理していただき、意見を出した委員もこの観点から見直して修正してもらってはどうか。
(部会長)

<整備内容シートの検討について>

・整備内容シートの中身は「実施」と「検討」の2つに分かれる。「検討」については、このような検討も必要である、という言い方ができるが、「実施」の部分に関して、実施してよいという判断をどのようにしていくかを議論してはどうか。

部会では部会としての意見をまとめて、最終的な判断は委員会で行うことになる。まずは各委員ができるだけ意見を出すことが重要だと思う。出てきた意見に対する議論も委員会で行うことだろう。(部会長)

特に、「実施」とされている事業で実施すべきでないという意見は重要であり、理由を明確にして出してほしい。(作業部会リーダー)

・基礎原案に対応する新しい整備内容シートをまた一から見直している時間はない。既に説明資料(第2稿)の整備内容シートに対する意見は出されており、これを活用するためにも整備内容シートの第2稿と基礎原案の変更点の比較表が欲しい。

庶務にて、第2稿に出された意見を整理し基礎原案のシート番号にふり直して、意見が基礎原案に反映されているかが委員に分かるように示してほしい。(部会長)

番号の対応表は現在作成中である。庶務では意見がどの程度反映されているか等の判断まではできかねるが、シートが前回と同一である、あるいはここに図が挿入されている等の簡単なコメントをつける程度なら可能である。その作業をするなら、一週間位は見えていただきたい。(庶務)

整備内容シートの検討については、9月30日までは各自の得意分野に関連する箇所の意見を提出し、30日以降にそれ以外の箇所への意見を提出してはどうか。30日の委員会で主に審議されるのは、整備内容シートについてではなくIの意見書の骨子の内容である。(作業部会リーダー)

・整備内容シートの琵琶湖に関わる部分で出てきた意見については、部会できちんと議論してから委員会に提出する必要がある。その整理は、琵琶湖部会のワーキンググループにお願いしたい。(部会長)

・整備内容シートの個々の内容については、複数の意見が出された上で集約されることが望ましいが、現状では意見の出ている箇所と出していない箇所に差が出ている。

琵琶湖部会としての意見をまとめるためには、出ている意見に対する意見もどんどん出して、議論して行くべき。(部会長)

<その他>

・琵琶湖部会で議論する内容は下流に影響するので、他部会からも琵琶湖部会の意見とりまとめ素案或いは整備の内容について意見をもらいたい。琵琶湖部会からそのような要望を出す、また、必要であれば10月に他部会と琵琶湖部会を合同開催する等考えられる。

直接意見を交わすことが必要なので、スケジュール的には厳しいができるだけそのような機会をつくりたい。(作業部会リーダー)

・大津放水路の2期事業について整備計画では実施とも検討とも記載されていないが、どのよう

な判断をされて何も記載されていないのか。

基礎原案(4.3「治水・防災」)における治水の対策の優先順位として、破堤の回避・軽減、狭窄部上流の浸水対策、琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減、そして「一連区間整備の関連等」として、これ以外で現在かなり事業が進んでおり、完成間近であるものを完成させることを挙げている。大津放水路の1期事業については、この最後の項目に当てはまるが、2期事業に関してはこれらの優先項目のどれにも当てはまらないため、扱いが決まっていないので記載していない。2期事業が効果はないと言っているのでは決まっていなが、限られた中での優先順位を考えた際に、直ちに実施という位置づけにはなっていないということだ。(河川管理者)

一般意見聴取試行の会の報告

・3回取り組んだ中で、委員と発言者、また会場の参加者との議論もあり、今後の整備計画にも反映していけるような積極的な意見もあった。不十分な点については資料3の7ページにまとめているので、これらの点を参考にして今後活かしていただければ、いい討論集会をつくっていいのではないかと感じた。

・若者の応募が少ないことが課題。若者の関心の低さはかなり深刻であること、若者に川や水に関心を持ってもらうことがいかに難しいかを感じた。もっと関心を持ってもらうことが重要。

一般からの意見聴取

・本日議論された「琵琶湖部会とりまとめ素案(資料2)は、メリハリがあり見解も明快でよくできている。他部会でも参考にさせていただいて、全体にわたってこのような格調高い意見書を出してほしい。

以上

議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第26回琵琶湖部会配付資料リスト

資料リスト		
議事次第		B26-A
資料1	委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)	B26-B
資料2	琵琶湖部会とりまとめ素案(概要)	B26-C
資料2補足	琵琶湖部会とりまとめ素案(連携部分)の修正案:嘉田委員からの提供資料	B26-D
資料3	一般意見聴取試行の会の報告	B26-E
資料4	9月~10月の委員会、部会、運営会議の日程について	B26-F
参考資料1	委員および一般からのご意見	B26-G

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.18の「配付資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第27回琵琶湖部会の内容

委員会、他部会の状況報告が行われたあと、部会意見とりまとめに向けた意見交換が行われました。

第27回琵琶湖部会結果概要

庶務作成

開催日時：2003年10月23日(木) 13:30～16:30

場 所：大津商工会議所 大ホール

参加者数：委員11名、他部会委員1名、河川管理者9名、一般傍聴者88名

1 決定事項

- ・淀川水系河川整備計画基礎原案（以下、基礎原案）の5章に沿って琵琶湖部会に関連する事項についての意見をまとめ、現在の部会とりまとめに追記する。なお、部会終了後、委員9名が集まり、基礎原案の5章に沿った意見のとりまとめについて検討を行い、部会とりまとめ（案）基礎原案の5章に対応する意見の整理は11月10日頃の作成を目指すこと、基礎原案の5章に対応する意見については分担を決めて検討すること、各委員は10月27日午前中までに基礎原案5章に対応する意見を提出することが確認された。
- ・各委員は、第26回委員会（10月29日）での確定を目指している意見書の第 部（「河川整備の方針について（案）」）及び整備内容シートについての意見案を検討し、意見があれば10月26日までに提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会および作業部会の開催状況等の報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、委員会、各部会、意見書とりまとめの状況等について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

資料3-1-1「琵琶湖部会意見（031023案）」についての意見交換の後、琵琶湖部会意見をもとに基礎原案の5章に沿った整理をするための作業の進め方について意見交換が行われ、上記「1 決定事項」の通り決定した。「琵琶湖部会意見（031023案）」に関する意見は「3 主な意見」の通り。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から意見が出された。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

資料3-1-1「琵琶湖部会意見（031023案）」についての意見交換の後、琵琶湖部会意見をもとに基礎原案の5章に沿った整理をするための作業の進め方について意見交換が行われ、上記「1 決定事項」の通り決定した。

<主な意見>

- 「琵琶湖部会意見（031023案）」に関する主な意見
- ・琵琶湖部会意見の「2.2 a 水位に関する基本的な考え方」(p.8)では、基礎原案からの引用として「ダムからの水供給のみで琵琶湖の水位を調整し、」と記述されているが、これは正しくない。基礎原案ではダムからの供給「のみ」で水位を調整するとは書かれていないので、修正する必要がある。
- ・「多様かつ詳細な代替案の検討と提示」の<総合的治水>に関する記述(p.4)は、説明に終始しており、河川管理者に何を求めているのかがはっきりしない。真意がはっきりと伝わるように表現を修正した方がよい。
- ・「2.2 b 琵琶湖水位の現状と問題点」(p.8)の には、特にニゴロブナとホンモロコの2種だけが挙げられている理由がわからない。また、その後続く「影響を受ける、在来魚類の産卵や個体数の減少」という文章の意味もよくわからない。検討する必要がある。
- ・「2.2 琵琶湖の水位について」(p.8～9)では、具体的な意見が書けていない。例えば、水位操作の試験運用をやるべきだと書いているが、具体的にどのようにすべきかまでは書けていない。整備内容シートへの意見をもとにして、水位操作の試行については、操作の影響が十分に予測できないので、もっと慎重に検討すべきだという内容を追加したい。
- ・「2.3 c) 琵琶湖の本来の価値の表現と活用をめぐる人材育成、環境学習等」(p.11)で琵琶湖学習船「うみのこ」について言及されているが、「うみのこ」は老朽化しており、20～30年後まで継続できるかわからない。「うみのこ」とともに、環境学習の面における滋賀県との連携等についても言及していただきたい。
- ・「2.3 a) 滋賀県との連携について」(p.10)では、淡海の川づくり検討委員会との連携について記述されているが、淡海の川づくり検討委員会は常設の委員会ではないので、表現に配慮する必要がある。
- ・「琵琶湖部会の意見（概要）」の「2.1 ダムについて」では、「防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない」と基礎原案で記述したことを「評価できる」としているが、どのように評価しているのかを明確したほうがよい。「高く評価する」と記述した方がよいのではないか。
- ・「2.2 a 水位に関する基本的な考え方」(p.8)の(3)では、琵琶湖本来の姿を考えた場合には、「水位操作規則の見直し」と「琵琶湖周辺の土地利用の再検討」が必要だと記述しているが、これらに加えて、「瀬田川の改修による流下能力の増大の検討」についても追加すべきではないか。「瀬田川の改修による流下能力の増大の検討」は、下流の整備と一体のものとして考える必要がある。
- ・「2 主要課題に関する具体的な見解」は、水位、ダム、連携の順に並べかえた方がよい。基礎原案の5章に沿った意見のとりまとめについて
- ・基礎原案の5章にはあって整備内容シートには書かれていない事業は、今すぐには実施・検討は不可能だとしても、今後20～30年の間で考えなければならない事業だろう。例えば、基礎原案の5章では、生態系を保全・再生していくための指標をつくるために必要な情報の収集や共有、公開等に関する記述が抜けているので指摘すべき。
- ・琵琶湖流域の多くが滋賀県の管轄区間なので、他の部会に比べて、自治体や他省庁との連携にかかるウェイトが非常に大きい。自治体や他省庁との連携については、より具体的な意見を述べて

いく必要がある。

自治体や他省庁との連携の中で、国土交通省がイニシアティブを発揮しやすいように、部会のとりまとめを記述することがポイントではないか。

国土交通省よりも、自治体がイニシアティブをとれるように、他省庁との連携を考えるべきではないか。

分野ごとに進んでいるところがイニシアティブをとるべきだろう。

- 琵琶湖は、他の河川と違って多くの河口を持っているので、特に河川の縦横断形状の連続性について慎重に検討した上で、琵琶湖部会のとりまとめを作成していく必要がある。

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から意見が出された。

- 新聞記事にも書かれているように、河川管理者は自治体、利水者、地元民との調整や政治の介入などの問題の中で方向転換が難しい状況にあると感じる。このようなときこそ流域委員会から、長く続いた検討を活かした明快な意見書を提出し河川管理者に指針を示すべき。

以上

議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第27回琵琶湖部会配付資料リスト

資料リスト		
議事次第		B27-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	B27-B
資料2-3	住民対話集会（円卓会議）の予定について：河川管理者からの提供資料	B27-C
資料3-1-1	琵琶湖部会意見（031023案）	B27-D
資料3-1-2	前回部会（9/24）以降に委員から寄せられた琵琶湖部会意見への意見	B27-E
資料3-2-1	整備内容シートについての意見案（意見書作業部会とりまとめ案）（031019版）	B27-F
資料3-2-2	整備内容シートについての意見とりまとめにあたって琵琶湖部会委員から寄せられた意見	B27-G
資料3-2-3	整備内容シートについての意見案（意見書作業部会とりまとめ案）への委員からの意見（2003.10.22 17:30現在）	B27-H
資料4-1-1	淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書 第 部 - 河川整備の方針について -（案）（031019版）	B27-I
資料4-1-2	意見書 部「河川整備の方針について」（案）031019版への意見（2003/10/22 18:30現在）	B27-J
資料5	10月～12月の委員会、部会、運営会議の日程について	B27-K
共通資料	淀川水系河川整備計画基礎原案：河川管理者からの提供資料	B27-L
参考資料1	委員および一般からのご意見	B27-M
参考資料2	淀川水系河川整備計画基礎原案に対する委員からの意見	B27-N

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.18の「配付資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第27回琵琶湖部会の資料より抜粋

第27回琵琶湖部会では、資料3-1-1「琵琶湖部会意見（031023案）」をもとに、部会意見とりまとめに向けた意見交換が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

目次構成

1. 基本的な考え方

<背景・方針など>

<「基礎原案」の基本認識と「提言」の主旨>

- a. 「基礎原案」の基本認識に反映されている「提言」の主旨
- b. 「基礎原案」に十分反映されていない「提言」の主旨

2. 琵琶湖の主要課題に関する具体的な見解

2.1 ダムについて

- a. 提言の趣旨に沿うものとして評価できる点
- b. 提言の趣旨を充分生かしていただきたい点
- c. 検討・判断のプロセスを重視すべき点

2.2 琵琶湖の水位について

- a. 水位に関する基本的な考え方
- b. 琵琶湖水位の現状と問題点
- c. 河川の水量について
- d. 琵琶湖水位と治水について

2.3 滋賀県、他省庁との連携、地域社会との協働

- a. 滋賀県との連携について
- b. 他部局、他省庁等との連携について
- c. 琵琶湖の本来の価値の表現と活用をめぐる人材育成、環境学習等
- d. 住民や地域社会との協働について

1. 基本的な考え方

「河川整備計画基礎原案」（以下、「基礎原案」と呼ぶ）について、琵琶湖部会委員の基本的な考え方は以下の通りである。

<背景・方針など>

河川整備計画案は琵琶湖のかけがえのない自然生態系に対し、最も謙虚な気持ちをもって策定されるべきである。

琵琶湖部会は、琵琶湖と流出入河川にかかる新たな整備計画が、従来の利水、治水に加えて「河川環境の保全と整備」を目的とするものであり、その計画が流域で生活し、生産活動を営む我々人間にとってふさわしいものであるのみならず、琵琶湖と河川の自然生態系にとってもふさわしい計画でなければならない、と強く認識している。

「河川環境の保全と整備」を新たに目的とすることは、それによって従来の利水、治水に対する考え方に根本的な変更が求められることを意味する。また、「河川環境の保全と整備」の恩恵は流域社会全体が等しく享受するわけであるから、利水、治水の考え方の変更に伴う「痛み」も流域社会全体が等しく分かち合わなければならない。

計画の策定は、湖沼・河川と人間との関係に対する根本的な理念の転換なくして不可能であり、計画の実現にむけて、淀川水系住民すべてが、新たな制度的・技術的など組みを含む大きな社会的チャレンジに臨まなければならない。

新たな河川整備計画の一部については、「河川環境の保全と整備」を目的とする新河川法制定以前の社会的意識決定や計画策定の歴史的経緯が存在すること、及び、歴史的経緯がもつ重み故、当該計画にかかわる地域や自治体上記の認識と異なった認識をもっていることを理解している。双方の認識の溝が存在することは、社会的意識決定のプロセスにおいて往々にして起こりがちであり、また多くの場合不可避でもある。

琵琶湖部会は、策定される河川整備計画が、地域や自治体にとっても納得できるものでなければならないと考えており、その溝を埋めるために必要な当事者間の情報共有や話し合いの機会をできるだけ多くつくるなど、継続的な努力をしていかなければならないと認識している。

<「基礎原案」の基本認識と「提言」の主旨>

a. 「基礎原案」の基本認識に反映されている「提言」の主旨

「基礎原案」の基本認識に概ね反映されていると考えられる「提言」の主旨は、以下の通りである。

琵琶湖とその集水域の自然環境が我々流域の住民にもたらす恩恵は計り知れず、その存在はかけがえの無いものである。

これまでの河川整備事業を含む河川、湖岸、集水域における人為的な改変は、一方で我々住民に多大な恩恵をもたらしてきたが、他方で琵琶湖と流入河川の自然環境・生態系の著しい機能低下を引き起こしてきた。新たな河川整備計画は、今後長期にわたってこういった状況を回復していく持続的など組みのきっかけを与えるものでなければならない。

従って、たとえ琵琶湖の湖岸域の環境や生態系を保全・回復する目的を追求する河川整備事業であっても、琵琶湖に対し長期的かつ深刻な影響を引き起こす可能性をもつものに対しては、「予防原則」の適用を含む慎重な判断が必要であり、十分な調査検討を行った上で、流域社会全体として意思決定する必要がある。また、その決定に対しては将来の琵琶湖とその恩恵にあずかる我々の将来の世代に対し、我々全てが大きな責任を負うものと強く認識しなければならない。

新たな河川整備事業は、地域の居住環境や洪水に対する安全や安心、適正な水・河川の利用、また地域の持続的発展などと、琵琶湖の自然環境や生態系の保全・回復の二者択一を迫るものであってはならないが、同時に、従来の利水・治水に対する社会的認識が大きく転換されなければ河川の自然環境・生態系の保全・回復を実現していくことは出来ない。

こういった認識や取り組みは流域社会全体共通のものでなくてはならず、その意味で流域の一体的な協力的な実現には出来ない。

b. 「基礎原案」に十分反映されていない「提言」の主旨

一方、「基礎原案」に十分反映されているとは言えない「提言」の主旨は以下の通りである。

河川の自然環境・生態系の「整備・保全」

琵琶湖部会は、「提言」で言う「自然は自然にしかつけない」、「川が川をつくる」の本来の趣旨は、まず、現存する河川の自然環境・生態系がもつ自然機能の回復力や維持力を守り育むことから始まるとの認識を強く持っており、また、既に起こってしまった不具合については、それを生じさせる原因となっ

た行為を出来る限り元の状態に戻すことを優先すべきであると考えている。従って、自然・川の本来の機能を回復する「整備・保全」のためには、自然の改変を伴う新たな大規模な構造物の建造や工事を安易に追求することのない計画の策定と実現を求めたい。

他方、河川管理者が現時点で提示している計画は、これまでの利水・治水を中心に進めてきた河川整備事業にかかわる環境配慮型の事業を積極的に推進しようとするあまり、1) 大規模な構造物の貯水容量に大幅に依存する水量制御事業、2) 「人が自然をつくる」、「人が川をつくる」、「人が環境をつくる」から脱却しきれていない「整備・保全」事業が中心となっている。その不備を補うため、河川管理者は、モニタリングを行いつつ順応的に環境の改善を行っていきとしているが、「基礎原案」で示された構造物の多くは一旦建造してしまえばマイナスの環境影響も計り知れず、また、影響を踏まえて順応的に改変するには多くの困難を伴う程大規模なものも含まれている。また、提案されている中小の「河川環境の保全・整備」事業の多くは、局所的、個別的な提示に終わり、それぞれの事業が、どのように環境を再生し、どういった時間プロセスを経て一つの有機的な生態系システムとして成熟していくのか、また琵琶湖・淀川流域社会システムの一環に位置づけられていくのか未だ明確に示されていない。現状の知見では、それらを完全に明示することは困難であるが、それらを把握するための取り組みについて記述は見受けられない。

(現在琵琶湖で起こっている様々な生態系の変化の原因となっている事業や活動をなるべく抑制し、自然機能の回復力や維持力を守り育み、自然の状態に戻せるものについてはそれを極力優先する様な基本的方向性をもった取り組みを考えていただきたい。琵琶湖淀川水系を一つの有機的な生態系システムとして「保全・再生」し、琵琶湖・淀川流域社会システムの一環としてとして成熟させるための基本的考え方について、その練り直しの必要性を表記願いたい。琵琶湖とその流出入河川をめぐる「整備・保全」については、順応的対応が個別事業ごと局所的に行われるのではなく、直轄事業以外の様々な取り組みとの関係を踏まえ、下で述べる計画検討のプロセスや代替案検討を行っていただきたい。また、環境利用部会検討会のとりまとめ素案も参照のこと。)

計画検討のプロセス

流域委員会は、この河川整備計画が、そのあり方自体を大きく左右する水需要予測の情報が不明のまま、その骨格が決めることに大きな危惧を持っている。とくに、新たな複数のダム建設については、その容量を含め、あたかも新河川法成立以前からの計画をそのまま踏襲するかのよう計画の主要部分に位置づけていることに厳しい見方をしている。また、その延長線上で、上で述べた意味で多くの問題を抱える河川の自然環境・生態系の「整備・保全」事業として位置づけ、湖岸域の水位回復効果に多大な期待を寄せることに対しても疑問を呈している。とくに、上記の<背景・方針など>に照らし合わせれば、その出発点において「提言」の趣旨が活かされておらず、委員会が果たすべき使命と方向を一にしていない。

(早急に水需要予測の結果を提示し、その予測自体を精査し、さらに次項で述べる幅広い代替案の検討を反映した計画の全体像を明らかにして頂きたい。)

多様かつ詳細な代替案の検討と提示

琵琶湖部会は、「基礎原案」が代替案の幅広い検討とその内容の深さにおいて多くの課題を残していると認識している。例えば多くの委員は、琵琶湖の水位低下に伴う湖岸環境の改善について、ダムによる水補給を唯一の実行可能な案とする現行案は、多様かつ詳細な代替案の検討なく策定されたものと受

け止めており、たとえ合意形成に多くの年月を要するとしても、まずは堰の操作規則の見直しを中心とする様々な代替的な可能性をきめ細かく検討すべきであるとしている。

また、治水についても、ダムに頼らない治水対策の技術的・社会的可能性など、〈背景・方針など〉で述べた「技術的な取り組みを含む大きな社会的チャレンジ」に本格的にとり組むべきではないかと考えている。新河川法で新たに求める「河川環境の整備と保全」を実現するためには、利水、治水に対しても従来の発想を大きく超えとり組みに対して多様かつ詳細な検討を要求しているのである。

特に治水については、必ずしも大型の施設だけに頼らない、社会的対応をも加味した〈総合的治水〉の方法を〈基礎原案〉では提示しており、[洪水に強い地域社会づくり]を具体的にめざすべきである。洪水は完全にはゼロにはできないことを社会的に広く共有するために、さらに社会的に無防備な状態での出水により地域社会での被害を軽減するためにも必要な認識である。そのためには、はサードマップの作成やその情報開示により、個人レベルでの意識を高めるなどの政策のほか、地域社会での対応も必要である。幸い、河川が多い琵琶湖周辺の地域社会では、歴史的に自主水防組織を醸成してきており、伝統的な水防組織が高齢化などで脆弱になっている現状をふまえて、それらを現在の社会状況に即して再生すること、さらに行政的には、都市計画などの連携により、破壊的な被害を回避する方策を具体的に模索する必要もある。

(2以下で述べる具体的な意見を参考に、あらゆる代替的手法を、あらたな技術的可能性の検討を含め、多様かつ詳細に検討されたい。)

連携に対する姿勢

琵琶湖部会は、琵琶湖と流入河川をめぐる「基礎原案」が、以下の2点に関して「連携」への格段の努力が必要である。

(1) 本直轄事業とそれ以外の事業との関係

琵琶湖と流入河川の利水・治水・自然環境・生態系は、一方で本直轄事業に大きく影響を受け、他方で本直轄事業に大きな影響を与える。既に直轄事業関連の治水・利水・自然環境・生態系をめぐる滋賀県河川行政部局と本直轄事業の河川管理者との連携については、その協議や調整の重要性が指摘され、徐々に連携の方向性が見え始めているが、大量の湖水や河川水を利用する農業部門と本直轄事業との関係は滋賀県のそれだけでなく国の農林水産行政との関わりも重要である。この点は委員会が「提言」の中で特に強調しており、河川管理者の今後の対応が期待されると共に、本委員会も積極的な役割を果たすべきである。更に、滋賀県における利水安全度の確保については、単に大規模な直轄利水事業だけでなく、地域の小規模な水循環システムの構築につながる多様かつ詳細な代替案を併せて検討する必要がある。

(2) 本直轄事業が琵琶湖の水質、自然環境・生態系にもたらす影響

琵琶湖は、その集水域で展開する様々な産業生産・生活活動がもたらす汚濁負荷や人為水文(水量、水流、水温などの人為的制御)が総じて、長期的に引き起こすストレスの影響を受けるわけで、事業や活動を個別にとりあげて、その影響評価を行うことにはあまり意味はない。本事業についても、事業を推進する主体である河川管理者サイドが、直轄事業のみをとりあげて従来型の環境影響評価を行うだけでは著しく不十分で、「影響は軽微である」との結論には説得力がない。第三者科学者パネルを含む本格的な調査解析を、関連する既存情報の活用と本格的な実測調査を含め、複数の機関が連携した調査・検討プロセスが不可欠である。

(連携の仕組みやプロセスについては、上記の課題を含む幅広い検討が必要である。)

2. 琵琶湖の主要課題に関する具体的な見解

2.1 ダムについて

a. 提言の趣旨に沿うものとして評価できる点

丹生ダム、大戸川ダムなど4つのダム計画について「代替案に関して、さらに詳細な検討を行う」としたこと。

丹生ダムで、「瀬田川洗堰による水位操作の変更及び関係者と連携した水需要の抑制について検討」としたこと。

丹生ダム及び大戸川ダムにおいて、「利水について、水需要の精査確認を行う」、「土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う」、「琵琶湖の水質、生物の生息・生育環境への効果及び影響の調査検討」、「貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ、環境等の諸調査を行う」など、具体的に記述したことは評価できる。

b. 提言の趣旨を充分生かしていただきたい点

新河川法改定前に策定されたダム建設計画を踏襲する「基礎原案」は、改正河川法の趣旨と、それに基づく委員会の「提言」が全体として充分反映されたものとは言えない。

「提言」では、「ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法が無いということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする。」としている。従って、その最終的な判断は別として、丹生ダム、大戸についても、まず建設しないことを前提とした代替案について踏み込んだ検討をすべきである。

本来その貯水量の大半が利水目的であった丹生ダムに関しては、「基礎原案」では、その利水の精査確認がまだの段階で、湖岸生態系の保全のために「急速な水位低下を抑制する」ことを主たる目的とする計画として提示された。しかし、その是非は別としても、同じ湖岸生態系の保全という目的を達成する多様なとり組みに関する情報が十分示されておらず、提示された計画の客観的優位性を何に対して判断すべきなのかも明確でない。

今後提示される水需要の精査に基づく利水計画についても、まず、節水や水の再利用などの新しい水政策や水哲学を強く反映する代替案の可能性について踏み込んだ検討をお願いしたい。

ダムの建設は、多くの場合、連綿と続いてきた当該地域の歴史の破壊を意味する。ダム計画が実施されるにしても中止されるにしても、当該地域社会が今後自立的・持続的に発展していくための、社会的、財政的支援について、これまでの法の枠を越える新たな可能性について積極的な検討とその実現に向けた取り組みを検討して頂きたい。ダム水源地域の活性化は、文化・社会・経済の全ての面を十分配慮して実施すべきである。

他の所管するダム(地方自治体・企業等)についても、整備計画との関連で、必要があればそのあり方について言及して頂きたい。

以上のため、提言の趣旨と「基礎原案」との齟齬の修正、および「検討」する中身の抜本的な見直しをお願いしたい。

c. 検討・判断のプロセスを重視すべき点

(1) 多様な代替案策定やその評価をめぐる幅広い議論が行われておらず、結果的に選択された「ダム建設が有効」とする代替案を妥当と評価する状況に無いのではないか。

「基礎原案」では4.7.1 (2)では「提言」とは逆に、「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。」として「実施する」ことを強調している。しかし、「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない」、「軽減策を含め、・・・より慎重に検討した」等については、何を、どの様に、どの程度検討したかがほとんど分からない。また、5.2.2以降の記述では、現行計画ベースとした「ダムの建設」を前提とし、4.4で精査確認するとして「水利権の見直しと用途間転用」、「既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」、「水需要の抑制」、「湧水への対応」などについては具体的な情報の提示が無く、記述が希薄なままになっている。「調査検討の結果が出るまでは本体工事に着手しない」とする河川管理者の判断は高く評価できるものの、その調査検討の主要な課題として、提言で言う「・・・建設しないもの」とした上での「考えうるすべての実行可能な代替案の検討」を一層明確に位置づけて頂き、新たな水社会の形成に向けて積極的な可能性の追求をお願いしたい。

(2) 計画案では、十分な科学的検討やきめの細かい代替案の検討が不十分である。

たとえば、既存施設の容量振り替えを目的とする新規ダム建設の必要性を訴えているものの、その量の多少は別としても地域水循環や節水、雨水利用などを織り込んだ新しい時代の水資源開発にとり組む気概と叡智の結集に対する熱意が伝わってこない。さらに、洪水対策についても、旧来の過度にダムに依存する計画から大きく一歩を踏み出すものではなく、ダムに頼らない本格的な洪水対策システムの構築に挑戦する姿勢が感じられない。水道水の供給力について、近年の実力評価によりに余裕がないとしているが、精査確認の目的は、あらゆる代替的手段を多様に織り込んだ実力評価でなければならず、こういった精査については未だ行われていないためか「基礎原案」では報告されていないので、今後の課題としていただきたい。

(3) 流域全体に関する視点が希薄である。

琵琶湖と集水域のそれに関しては、「湖の急速な水位低下と低い水位の長期化」の影響軽減の検討に大半の労力を注ぐなど、湖や河川集水域の一体的保全に対する広い認識が欠如している。(環境利用部会の「基礎原案」に対する「素案とりまとめ」を参照して頂きたい)

(4) 「住民の同意が得られない」としているが、そう結論づける上で不可欠な多様かつ詳細な代替案の検討が十分行われていない。

求められている「住民意見の反映」には、住民が判断できるような多様で分かりやすい選択肢が不可欠である。時間がかかっても、新しい河川法が求める理念にふさわしい多様な代替案の検討を進め、その結果が社会的合意のプロセスに適切に反映できるようにして頂きたい。

(5) 費用対効果分析は、ダムの寿命による償却、環境に与える悪い面などが示されていない。公平で客観的な判断ができるような説明が必要である。

(中略)

2.2 琵琶湖の水位について

a. 水位に関する基本的な考え方

「提言」では、琵琶湖の水位管理について「生態系に最大限配慮した水位管理を早急に再構築する必要がある」と求めた。これに対し「基礎原案」では、「琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策を検討する」としており、提言を受けたとり組みとして高く評価できる。しかしながら、以下の点については検討が不十分であり、多様な代替案も含めた詳細な検討が求められる。

(1) 琵琶湖および河川の自然環境、生態系保全は、流域全体に対する視点のもとで検討すべきであり、水位についても水需要や水量、水質等も視野に入れた上で検討する必要がある。

(2) 「基礎原案」では、「ダムからの水供給のみで琵琶湖の水位を調整し、河川の瀬切れを解決するとしている。これはこれまでのハードのみに頼るやり方と変わらない対症療法であり、提言を反映させたものとはいい難い。ダム建設により達成しうる保全効果と、起こりうるマイナスの影響評価(水没して失われる森林および溪流の価値、懸念される琵琶湖への流入負荷の増大や湖底環境への悪影響等)について、代替案や費用対効果も含め慎重かつ十分な検討を行う必要がある。

(3) 琵琶湖の本来の姿を考えた場合、琵琶湖の水位については、水位操作規則の見直しや琵琶湖周辺地域の土地利用の再検討が必要で、そのためには、たとえ、長い年月がかかるとしても様々な利害関係者の連携と合意形成とその基礎となる科学的データの収集が不可欠である。

(4) 川と湖本来の水位変動や攪乱は、健全な水循環のもとで行われるべきであり、流域全体の水循環の様相を調査把握した上で瀬切れ等の解決策を検討すべきである。

b. 琵琶湖水位の現状と問題点

琵琶湖の平均水位はここ2-3百年間で1.5m程度低下したが、夏期の降雨期に水位が高くなるという季節変動パターンが少なくとも100年以上続いてきた。しかし1992年の水位操作規則変更以降、水位の季節変動パターンが変化し、夏期の降雨期においても水位上昇が顕著では無くなった。4月から8月にかけて低水位になるとともに、降水量の少ない年には水位が1m近くまで低下するようになった。このことが湖の生態系や生物多様性に多大な影響を与えていると考えられる。その一方で、冬期の高水位に伴い、一部の湖岸で浜欠けが生じている。従って、以下について適切な対応をしていただきたい。

琵琶湖本来の季節的水位変動パターンに戻すには、琵琶湖の水位操作規則の見直しが不可欠であり、そのための試験運用をぜひとも行い、合意形成の基礎となる科学的な知見を収集すべきである。

これまでの知見から、多くの在来魚類の産卵期である4-8月に基準水位0cm前後を目安に水位を維持し、降水による水位上昇時には上昇した水位を3日間程度維持することが魚類の産卵にとって望ましいが、過去11年間の水位操作を急激に変更することに伴う影響も考えられるので、試験運用中のモニタリングが不可欠である。

絶滅が危惧される種のコゴロブナとホンモロコについては、水位変動による産卵障害の影響や、漁業や釣りなどの捕獲漁業の結果として影響を受ける、在来魚類の産卵や個体数の減少について分析・評価が必要である。

(中略)

2.3 滋賀県、他省庁との連携、地域社会との協働

本委員会の[提言](2003年1月)においては、河川整備計画に関する基本的事項として[4-1]において、河川整備計画策定のプロセスと計画管理システムにおいて、流域圏に着目した総合的なソフト政策を提案してきた。「基礎原案」において、河川整備の方針の中で、計画の策定段階から[住民および住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく](4・1・3)とし、[異なった主体間の意思形成を有効に図るためには、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くこと]の重要性を指摘している点はおおいに評価できるものである。さらに、関係省庁、自治体等との連携についても、直轄区間以外の河川整備計画との整合性を取れるように連携、調整するという姿勢は大きく評価できるものといえる。

さらに具体的な整備内容についての展開(5)においても、さまざまな主体が[知っていること]や[心配している]ことを共有することから連携を始めるという視点は、河川にかかわる認識や判断基準の多様性や、特定の河川整備に内在的で、単に[ええとこどり]はできないという葛藤状況をふまえた表現として評価できるものである。

しかし、具体的な整備内容の策定にあたっては、以下のような点をさらに追及することが求められる。

a. 滋賀県との連携について

琵琶湖にかかわる直轄事業の中でダム問題ダム事業については関連河川における治水や瀬切れの回避などの環境保全にかかわる基本方針について、県と国の考え方に相違があるかどうか、ある場合には問題点を明らかにし協議する必要がある。その際、治水と利水の主体である住民や農業団体との間の考え方の相違についても協議する必要がある。琵琶湖本来の季節的水位変動パターンに戻すには、琵琶湖の水位操作規則の見直しが不可欠であり、そのための試験運用をぜひとも行い、合意形成の基礎となる科学的な知見を収集すべきである。

滋賀県では、大きな河川毎に河川整備計画を策定するためにすでに「淡海の川づくり検討委員会」が活動を開始し、河川整備計画を策定しつつある。ここでは、さまざまな[住民参加]の試みがすでに具体的に行われており、それらとの連携についても積極的に実施していくことを提案したい。滋賀県の条例との関係、関連部局との連携(「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用適正化に関する条例」、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」、「滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例」等)のあり方を精査し、直轄区間の方針と矛盾がないかどうか、前向きに検討を行う事が求められる。(4)河川整備計画に反映するべき[琵琶湖の水質保全に関する総合的とり組み]を求めるとしたら、それはすでに確定している[琵琶湖の総合保全整備計画](いわゆるマザーレイク計画)とどうかかわるのか、具体的な見通しをたてる必要がある。

b. 他部局、他省庁等との連携について

ダム建設の有効性として特記されている[ダム補給水による湖辺域の環境保全]については、治水や生態系保全をめぐる土地利用や地域生活との調整なども含めて、さらなる代替案の検討が必要である。具体的には湖岸の水田などを「遊水池」あるいは固有魚種の「産卵水田」として指定し、保障的支払いを行うことで、土地所有者の協力を得るなどの政策も検討すべきである。その際、農林行政での「農業の多面的機能」政策や自治体における地域整備計画と連携をすることが必要となる。

(後略)

これまで開催された会議等について

第27回琵琶湖部会(平成15年10月23日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第1回 第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)			第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/3(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第12回	H14/2/5(火)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/2(金)	第12回	H14/4/7(日)	第13回	H14/3/14(木)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第14回	H14/4/5(金)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第15回	H14/5/27(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/3(火)	第15回	H14/6/17(月)	第16回	H14/6/24(月)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第17回	H14/7/31(水)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第18回	H14/9/24(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第19回	H14/10/29(火)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第20回	H14/12/13(金)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)	第21回	H15/7/5(土)	第18回	H15/7/1(火)
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)	第22回	H15/8/26(火)	第19回	H15/9/2(火)
第20回	H15/4/21(月)	第22回	H15/5/19(月)	第23回	H15/10/13(月)	第20回	H15/10/9(木)
第21回	H15/5/1(金)	第23回	H15/6/10(火)	環境・利用部会	治水部会	利水部会	住民参加部会
第22回	H15/6/20(金)	第24回	H15/7/18(金)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第23回	H15/7/12(土)	第25回	H15/8/25(月)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
第24回	H15/9/5(金)	第26回	H15/9/24(水)	第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/11(金)
第25回	H15/9/30(火)			第4回	H15/4/14(月)	第4回	H15/4/18(金)
				第5回	H15/8/25(月)	第5回	H15/5/27(火)
				第6回	H15/10/15(水)	第6回	H15/8/28(木)
その他	設立会		H13/2/1(木)		シンポジウム		H14/6/23(日)
	発足会		H13/2/1(木)		拡大委員会		H14/11/13(水)
	第1回 合同懇談会		H13/2/1(木)		提言説明会		H15/1/18(土)
	第1回 合同勉強会		H14/4/11(木)				

琵琶湖部会 委員リスト

2003.10.23現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員 (水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター校長	環境・利用部会
2	江頭 進治 (部会長代理)	河道変動	立命館大学工学部 教授	環境・利用部会 治水部会
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、 文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	住民参加部会
4	川那部 浩哉 (部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	治水部会
5	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	環境・利用部会
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	環境・利用部会
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長	環境・利用部会
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	環境・利用部会
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	環境・利用部会 利水部会
10	中村 正久	水環境 (環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	環境・利用部会
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	環境・利用部会 治水部会
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	利水部会
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	住民参加部会
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事	環境・利用部会
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	治水部会
16	三田村 緒佐武	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	環境・利用部会 住民参加部会
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	利水部会 住民参加部会

注:対象分野欄()は委員の専門を示しています。

配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。
 ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
 ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。
ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。
寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。
ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。
ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

ホームページ <http://www.yodoriver.org>

E-mail k-kim@mri.co.jp

TEL 06-6341-5983

FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No.26-27

2003年12月発行

【編集・発行】 淀川水系流域委員会

【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL: (06) 6341-5983 FAX: (06) 6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。